

毎週火・金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◆規則 鳥取県身体障害者更生指導所規程
- ◆訓令 鳥取県職員住宅管理規程
- ◆告示 廉の指定
- 生活保護法に基く医療機関等の指定
- 基本測量の実施
- 土地の公用廃止
- 計量器定期検査の実施
- ◆公告 昭和二十八年度二級建築士試験の合格者

## 規 則

## 鳥取県規則第五十六号

## 第一章 総 則

## (総則)

第一条 鳥取県身体障害者更生指導所（以下「指導所」という。）の運営については、鳥取県身体障害者更生指導所に関する条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第二十三号）に定めるもの外、この規則の定めるところによる。

## (事業種目)

第二条 指導所は、肢体不自由者の自立更生について指導するため、これらの者を収容して医学的及び心理学的の管理のもとに、治療、機能回復訓練、生活訓練及び職業訓練を行うものとする。

鳥取県身体障害者更生指導所規程をここに公布する。

昭和二十八年九月一日

鳥取県副知事 藤木

武

一 整形外科的治療

第三条 前条の治療及び訓練の区分は、次のとおりとする。

## 二 機能回復訓練

(一) 理学療法及び矯正訓練  
(二) 作業及び運動療法訓練

(三) 補装具裝用訓練

## 三 生活訓練

(一) 心理的更正指導及び教養訓練  
(二) 社会適応性訓練

## 四 職業訓練

(一) ラジオ科  
(二) 孔版科

(三) 洋裁科  
(四) 工芸科

(五) その他必要と認める科目

## (入所資格)

第四条 指導所に入所できる者の資格は、身体障害者手帳の交付を受けた被体不自由者であつて次の各号に該当し社会的更生を圖らうとする者とする。

一 義務教育の終了者又はこれと同等以上の学力を有する者

## (指導期間)

第五条 更生指導の期間は、一年以内とする。但し、所長が特に必要と認めるときは、期間を延長することができる。

第六条 指導所の収容定員は二十五人とする。  
第五章 指導訓練期間及び休業日  
(指導期間)

(收容定員)

第六条 指導訓練期間は一期三月とし、毎年四月事業を開始する。

## (休業日)

第七条 指導所の休業日は、次のとおりとする。

一 祝日及び日曜日

二 創立記念日（八月一日）

三 前二号の外所長の定める日

## 第三章 指導課程及び授業時数

## (指導課程)

第九条 指導所において行う職業訓練の課程及び授業時数は、所長が別に定める。

## 第四章 入所、休業及び退所

## (入所期日及び募集人員)

第十一条 入所希望者は、そのつ度告示する。  
(応募手続)

第十二条 入所希望者は、次の書類を居住地を管轄する地方事務所長又は福祉事務所長を経由して所長に提出しなければならない。

一 入所願（様式第一号）

二 健康診断書

2 地方事務所長又は福祉事務所長は、前項の書類を受理したときは、これに身上調査（様式第二号）を添付して所長に提出しなければならない。

## (入所手続)

第十二条 入所の許可を受けた者は、次の書類を所長に

提出しなければならない。

一 誓約書（様式第三号）

二 身元引受書（様式第四号）

## (修了証書)

第十三条 所長は、職業訓練の全課程を修了した者に対して、修了証書（様式第五号）を授与する。

## (休業又は退所の手続)

第十四条 病気その他やむを得ない事由により休業又は退所しようとするものは、身元引受人の連署をもつてその事由を具し所長の許可を受けなければならない。

第五章 入所生の待遇

## (入所生の健康診断等)

第十五条 所長は、入所した者（以下「入所生」といふ。）に対し、直ちに健康診断を行い、衛生上必要な処置を講ずるとともに指導所の目的、方針及び日課その他必要事項を説示するものとする。

## (授業料及び実習費)

第十六条 授業料及び実習費は徴収しない。

する者

二 復雑な介護を要しない者

三 内部疾患及び傳染性疾患有しない者

## (指導期間)

し入所生を避難させ救助する方法につき綿密周到な計画をたてるとともに、実施方法を入所生に徹底させておかなければならぬ。

(品位の保持)

第二十六条 入所生は、修業に専念するとともに諸規程を守り、入所生としての品位を傷けてはならない。

(所長の指示に従うこと)

第二十七条 入所生は、更生指導のために行う所長の指示に従わなければならない。

(火災予防)

第二十八条 入所生は、常に火気について注意し火災の予防に努めなければならない。

(外来者の宿泊)

第二十九条 入所生は、所長の許可を得ず自室に外来者を宿泊させてはならない。

(備品の持出等)

第三十条 入所生は、所長の許可を得ず指導所の備品を

## (生活費)

第十七条 入所生の生活費は本人の負担とする。但し、生活保護法の適用を受けている者又は所長においてこれに準すると認める者については、入所中の食費を減免することができる。

## (寄宿舎)

第十八条 入所生は、指導所附属の寄宿舎に入舍しなければならない。但し、所長の許可を得た場合は、この限りでない。

## (指導方針)

第十九条 所長は、入所生個々の心身の状態を適確に把握し、医学的及び心理的見地から規律ある快適な生活に親しませ、明るい環境のもとに更生のための指導をしなければならない。

## (給食)

第二十条 所長は、入所生に必要な栄養を攝取させるため計画的な献立表によつて常に調理給食しなければならない。

## (定期の健康診断)

第二十二条 所長は、入所生の健康の保持と疾病の早期発見のため定期的に健康診断を実施し、その結果適当な処置を講ずるとともにその記録を整備しておかなければならない。

## (寒冷期の暖房)

第二十三条 所長は、寒冷期において入所生に暖をとらせることができる。

## (情操の陶冶)

第二十四条 所長は、入所生の指導にあたり健全な娛樂をとりいれ、情操の陶冶に努めさせるよう意を用いなければならない。

## (非常災害等の場合の処置)

第二十五条 所長は、非常災害その他急迫した事態に際

## (第二十一条 所長は、入所生に食器を供用するときは、給食前に食器の煮沸消毒を行わなければならない。

第二十二条 所長は、入所生の健康の保持と疾病の早期発見のため定期的に健康診断を実施し、その結果適当な処置を講ずるとともにその記録を整備しておかなければならない。

## (第二十三条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第二十四条 所長は、入所生の指導にあたり健全な娛樂をとりいれ、情操の陶冶に努めさせるよう意を用いなければならない。

(第二十五条 所長は、非常災害その他急迫した事態に際

(第二十六条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第二十七条 所長は、非常災害その他急迫した事態に際

2 前項の時期及び方法については、入所生の健康及び衛生管理上の事情を勘案して実施するものとする。

(第二十八条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第二十九条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第三十条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第三十一条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第三十二条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第三十三条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第三十四条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第三十五条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第三十六条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第三十七条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第三十八条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第三十九条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第四十条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第四十一条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第四十二条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第四十三条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第四十四条 所長は、寒

季において入所生に暖をとらせることができる。

(第七章 賞罰及び退所処分)

第七章 賞罰及び退所処分

鳥取県身体障害者更生指導所長 氏名殿

昭和 年 月 日

本籍地 居住地 氏名

年

月

日生

罰賞	歴学	
昭和 年 月 日		
居 住 地		
氏 名		
年 生 日		
歴 職		
六 蘆 歷		
四 訓 練 科 目	五 退所後の計画	現状
三 入所を希望する理由	イ自 ハその他職業	(場所)
二 身体障害者手帳	県第 号	(昭和 年 月 日交付)
一 身体障害者手帳		
貴所に入所したいので次の事項を具してお願いいたします。		

## 様式第一号

入 所 願

(回)

第三十四条 所長は、修業成績及び操行が、他の入所生の模範となる入所生に対しても、ほう賞することができ

る。

## (退所処分)

第三十五条 所長は、次の各号に該当する入所生に対しても退所を命ずることができる。

一 更生意欲がないと認められる者

二 指導所内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

三 その他入所生として不適当と認められる者

## (弁償)

第三十六条 指導所に所属する施設又は物品をき損又は亡失した者は、その損害を弁償しなければならない。

但し、特別の事由があつて知事の承認を受けたときは、この限りでない。

## 第八章 雜則

第三十七条 この規程に定めるものの外、運営に必要な

事項は、所長が別に定める。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

2 所長は、第七条の規定にかかわらず当分の間、指導所運営の実情に副うよう指導訓練期間を定めることができることとする。

00738

様式第三号 誓約書

貴所に入所の上は諸規程を守り、これに違反したときは、退所を命ぜられても異議はありません。

ここに誓約します。

昭和 年月日

本人居住地 氏名(印) 年月日生

鳥取県身体障害者更生指導所長 氏名殿

身元引受書 氏名(印)

このたび貴所に入所を許可された右の者の身元に関するすべての事項を私が引き受け、貴所に御迷惑をかけるようなことはいたしません。

昭和 年月日

鳥取県身体障害者更生指導所長 氏名殿

修業証書 氏名(印)

右の者本所職業訓練何科の課程を修了したことと証する。

鳥取県身体障害者更生指導所長 氏名殿

身元引受人 氏名(印)

本人との関係 氏名(印)

職業 居住地

職業 氏名(印)

職業 氏名(印)

様式第五号

様式第二号 身上調査書

氏名	性別	男・女	生年月日	年月日	手帳番号					
本籍地										
居住地										
障害の原因	軍務災害	公務災害	産業災害	自然災害	交通災害					
戰災	先天的疾患	後天的疾患								
障害を受けた年月日	場所			障害時の職業						
原病(障害)名	障害の部位			機能障害の程度						
1 智能性格 日常動作能力 趣味、嗜好 特技備考 人概物評										
2 世帯員、資産、家計、その他の状況										
世帯員	続柄	氏名	性別	年令	教育程度	心身の状況	職業	月収入	備考	
公租公課						資産	負債	備考		
前三箇月平均確定、定収入			世帯の最低生活費			差残引額				
摘要										
扶助の種類 扶助額 社会保険等の加入状況										
扶助的助										
3 入所中の費用負担能力										
4 入所中の生活維持方法										
(1) 本人										
(2) 家族										
5 入所中の寝具貸与の要否	6 入所選考希望地				調査月日	調査員の職名				
要否					月日					

訓 令

鳥取県訓令第二十四号

本 庁 内 部 ャ 局

地 方 機 關

鳥取県職員住宅管理規程を次のように定める。

昭和二十八年九月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県職員住宅管理規程

第一条 鳥取県職員住宅（以下「住宅」という。）の管理については、この規定の定めるところによる。

第二条 住宅の名称、所在地及び使用料の額は、別表のとおりとする。但し、月の中途中において入居し又は退去了した場合の使用料の額は、日割計算による額とする。

第三条 住宅に関する事務（賃借関係を除く。）は、総務部人事課長（以下「人事課長」という。）が行う。

第四条 人事課長は、住宅台帳を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

第五条 住宅の管理は、鳥取市所在の住宅にあつては人事課長、鳥取市以外の地所在の住宅にあつては所轄地方事務所長が行うものとする。

第六条 住宅は、それぞれ鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町所在の県の事務所に勤務する職員で、次に掲げる者以外の者に貸与する。

一 臨時的任用職員

二 非常勤職員

三 配偶者のない職員（同居の子のある者を除く。）

四 有夫の女子職員

五 特に入居させることを不適当と認められる職員  
第七条 住宅の管理を行う者（以下「管理者」という。）は、住宅を貸与しようとするときは、そのつ度入居希望者を募集し、その中から困窮度、必要度、その他の条件を勘案して入居者を選定しなければならない。この場合同一条件の者が二人以上あつて、順位を決定し

難いときは、抽せんによつて選定しなければならない。

第八条 前条の入居希望者は、所属長を経由し、入居申込書（別記様式第一号）を管理者に提出しなければならない。

第九条 管理者は、前条の入居申込書により入居を承認したときは、入居承認証（別記様式第二号）を交付する。

第十一条 管理者から入居承認証の交付を受けた者は、その日から七日以内に入居するとともに、住宅入居に関する請書（別記様式第三号）を管理者に提出しなければならない。

第十二条 住宅の修繕は、県の負担とし、次の各号については入居者の負担とする。

一 電燈、水道、ガス等の使用料及び小修繕  
二 障子の張替、ガラスの入れ替等の小修繕  
三 日覆の設備

四 家屋内外の清掃及び汚物の除去

第十三条 入居者は、管理者の許可を得ないで、次の行為をしてはならない。

一 建物又はその附属物を模様替すること

二 他人を同居させるとと

三 使用目的以外の目的に供すること

四 入居の権利を他人に譲渡すること

第十四条 入居者は、当該建物及び附属物件の維持管理に努め、き損又は滅失については、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項のき損又は滅失についてその原因が入居者の責任に帰すべき事由によるときは、管理者は当該入居者に対しその損害を賠償させ又はその者の負担において、これを旧に復させなければならない。

第十五条 入居者は、次の各号の一に該当する場合においては、その事由の生じた日から十五日以内に退去するとともに、退去届（別記様式第四号）を管理者に提出しなければならない。但し、職員が死亡したときは、

様式第一号

所属長印	職員住宅入居申込書		
勤務箇所			
職名	姓	名	才
現住所	郡 (市)	町 (村)	大字 (字)
自家借家の別等	自宅、借家、間借、下宿(借料円)		
居間の疊数	疊		
妻子と同居別居の別	同居		別居
入居予定人員	職員、妻、子	人、その他	人 計 人
入居を必要とする事由 (詳細に記載のこと)			
上記のとおりにつき職員住宅に入居申します			
昭和 年 月 日			
氏名			
管理 者	殿		
管理 者	合	議	主 査
下記のとおり選定する			

備考 申込書記載欄中該当するものを○で囲むこと

(別記)

その同居者が提出しなければならない。

一 職員が死亡したとき

二 県の職員でなくなつたとき

三 転勤又は転職等により第六条に規定する住宅の貸与を受ける資格を失い、又は住宅の貸与を受ける必要がなくなったとき

四 住宅の管理上管理者から退去を命ぜられたとき

2 管理者は、前項第四号の規定により退去を命じようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第十六条 入居者は、住宅に入居し又は退去する場合は、管理者立会の上引継を受け又は引継をしなければならない。

第十七条 この規程の施行に關し必要な事項は、知事の承認を得て人事課長が定める。

## 附 則

この訓令は公布の日から施行する。

別表 鳥取県職員住宅の名称、所在地及び使用料の額

名 称	所 在 地	一月使用料額
職員住宅鳥一號	鳥取市栗谷町七七	五四〇円
倉二號	江崎町四九	五四〇
米一號	東伯郡倉吉町三明寺	六八〇
"	米子市久米町三九	五三〇
"	"	五三〇
"	"	五三〇

## 様式第二号

職員住宅入居承認証

住宅名称 入居者名

右のとおり 年月日 から住宅に入居することを承認する。

年月日 印

年月日 印

何々につき 年月日 住宅を退去したのでお届けします。

年月日 印

年月日 印

年月日 印

## 様式第三号

住宅入居に関する請書

住宅へ入居の上は、鳥取県職員住宅管理規程を遵守することを誓約します。

年月日 印

所属

職氏

名印

管理者

## 鳥取県告示第三百七十二号

鳥取県衛生研究所を鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解に昭和二十八年九月一日指定した。

昭和二十八年九月一日

## 示

鳥取県告示第三百七十三号

次のように基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和二十八年九月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 作業種類 天文測量

一 作業期間 自昭和二十八年八月中旬至同 年九月中旬

一 作業区域 東伯郡下北条村、小鹿村

## 鳥取県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関並びに同法第五十五条の規定による助産婦を次のように指定する。

昭和二十八年九月一日

## 鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 在地

遠藤医院 外科、産婦人科 日野郡江府町江尾 一、九八六番地

桑名歯科医院 歯科一般 東伯郡社村大字横田

(助産婦) 篠村 良子 日野郡溝口町大字字代二七五番地

氏名

住 所

(医療機関)

鳥取県告示第三百七十五号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十八年九月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

河川敷一畝十二歩

## 様式第四号

退去届 住宅名称 所属及び職名

氏名

年月日 印

年月日 印

年月日 印

17 昭和28年9月1日 火曜日 鳥取県公報 第2444号

新	路	尾	浜	口	崎
木、	田	中	島	洋	保
野	中	橋	島	一	備
戸	徳	竹	中	寺	後
	好	細	高	谷	勘
		谷	橋	上	豊
		成	忠	政	秀
		次	郎	雄	秀
		匠	義	武	行
		正	好	武	行
		己	信	司	守
		克	長	昭	守
		正	木	藤	昭
		木	岩	井	守
		木	川	松	司
		木	川	井	昭
		木	本	四	守
		木	本	武	守
		木	本	武	守
		木	本	正	守
		木	本	敬	守
		木	井	田	守
		木	鈴	中	守
		木	木	栗	守
		木	村	原	守
		木	横	教	守
		木	木	教	守
		木	木	昭	守

(計二十七人)

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

昭和28年9月1日 火曜日 鳥取県公報 第2444号

第2444号 16

鳥取県告示第三百七十六号

（関係図面は土木部管理課に保管）  
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定により、八頭郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十八年九月一日

検査期日	検査区域	検査場所
昭和二十八年 九月七日	八頭郡郡家町(但し元国中村の区域)	国中小学校
八日	元船岡村の区域(但し船岡町の区域)	船岡町役場 大伊支所
九日	元大伊村の区域(但し船岡町役場 大伊支所)	國英村役場
十日	國英村	河原小学校
十一日	河原町	西郷村
十二日	"	"

昭和二十八年度二級建築士試験の合格者は次のとおりである。  
昭和二十八年九月一日

公 告

昭和二十八年度二級建築士試験の合格者は次のとおりである。

昭和二十八年九月一日 検査時間は午前九時から午後三時までとする。  
那岐 土師 富沢 智頭 (午前) (午後)  
佐治 村学校 (午前) (午後)  
用瀬町農業協同組合  
佐治第二小学校  
社小学校  
大村 鮎徳  
散岐村  
佐治村  
用瀬町  
興徳  
社小学校  
山形第一  
智頭町  
山鄉  
大伊支所  
船岡町役場  
國英村役場  
河原小学校  
西郷村  
山郷村  
大伊支所  
船岡町役場  
國英村役場  
河原小学校  
西郷村

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

刷 行

鳥 取

所 者

縣 島

島 島

鳥 取

市 市

東 東

町 町

縣 岩

印 刷

所 縣

本年度こそは！

良 い 器 材 を !!

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な

謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部（印刷部連絡所を兼）を開設致しますので、何

卒多少に拘らず、御用命下さい様御願い致します。

遠隔地よりの御註文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の  
テ バ ー ト

鳥 取 孔 版 社

本 社——鳥取市西町 268 (日赤前入る)

電 2 7 3 1

出張所——鳥取駅前(うゑき旅館前)